

指定通所介護事業所・指定介護予防通所介護事業所
通所型サービス(介護予防通所介護相当)重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第4770500041号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定通所型サービス(介護予防通所介護相当)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください。以下の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方及び[事業対象者]が対象となります。要介護認定(市町村窓口で介護保険認定申請後)をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇目次◇◆

1. 事業者	0
2. 事業所の概要	0
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の配置状況	1
5. サービスの利用に関する留意事項	2
6. 損害賠償について	2
7. サービス利用をやめる場合(契約終了について)	2
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
9. 苦情の受付について	6

1 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 善隣福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目26番8号 |
| (3) 電話番号 | 098-897-8231 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 我如古 正昭 |
| (5) 設立年月日 | 昭和55年4月1日 |

2 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成12年3月22日指定
指定介護予防通所介護事業所・平成18年4月1日指定
指定通所型サービス(介護予防通所介護相当)平成30年4月1日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム愛誠園に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減 |
| (3) 運営方針 | 要介護、要支援状態となった場合において、その利用者が可能なその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活をすることができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。 |

(1) サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は、代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内(施設敷地内)の喫煙はできません。

6 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

③入浴

・入浴を行います。寝たきりでもシャワーチェア・シャワーキャリー等を使用して入浴することができます。

④排泄

・ご契約者の排泄の介助を行います。

尚、オムツを使用している方は、利用時に持参願います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(1) サービス利用料金

下記の利用料金によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付・介護予防給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

介護給付(通常規模)		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	3時間以上4時間未満	370円	423円	479円	533円	588円
	4時間以上5時間未満	388円	444円	502円	560円	617円
	5時間以上6時間未満	570円	673円	777円	880円	984円
	6時間以上7時間未満	584円	689円	796円	901円	1,008円
	7時間以上8時間未満	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
	8時間以上9時間未満	669円	791円	915円	1,041円	1,168円
入浴		40円				
サービス提供体制強化加算Ⅰ		22円				
介護職員処遇改善加算Ⅰロ		基本報酬の12.0/1,000				
食事代/日		500円/日				

※ 上記の金額は、1日当たりの金額です。食事代は一律、1日¥500円となっています。

要介護度	要支援1	要支援2
基本料金	1,798円	3,621円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88円/月	176円/月
保険合計	1,886円	3,797円
介護予防・日常生活支援総合事業		
事業対象者	(週1回程度)	(週2回程度)
基本料金(上限額)	1,798円(5回以上)	3,621円(9回以上)
利用料金(1日)	436円	447円
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	基本報酬の12.0/1,000	
食事代/日	500円/(1日分)	

※ 上記の金額はひと月の合計金額と日割り単価です。食事代は一律、1日¥500円となっています。

※ 物価高騰の影響により、令和8年8月1日より食事代¥500へ改正となります。

9 苦情の受付について(契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

苦情受付担当者は、来所、文書、電話等により利用者からの苦情を随時受け付けるものとする。

○苦情受付窓口(担当者)

管理者 又吉尚智 生活相談員 亀谷愛夢 新垣真弓

○通所介護事業所 愛誠園 TEL 098-897-8231

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

08:30～13:00 / 14:00～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 苦情処理体制・手順

苦情処理台帳に記載 → 苦情処理方法の記載・管理者決裁 → 関係者との連携
→ 改善について利用者に確認 → 苦情処理の成果等台帳記載 → 職員への周知

(3) 行政機関その他苦情受付機関

宜野湾市役所 介護長寿課	住 所:宜野湾市野嵩1丁目1番1号 電 話:098-893-4411(代) 受付時間:9時～17時
沖縄県国民健康保険 団体連合会	住 所:那覇市西3丁目14番18号 電 話:098-860-2026 受付時間:9時～17時
沖縄県福祉サービス 運営適正委員会	住 所:那覇市首里石嶺4丁目373番1号 電 話:098-860-2866 受付時間:9時～17時

10 緊急時等の対応

指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定通所型サービス(介護予防通所介護相当)の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要なのは、速やかに主治医の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

11 事故発生時の対応

利用者に対する指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定通所型サービス(介護予防通所介護相当)の提供により事故が発生した場合は市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所者に連絡を行うとともに、必要な当該利措置を講じなければならない。

①指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定通所型サービス(介護予防通所介護相当)は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

②指定通所介護・指定介護予防通所介護・指定通所型サービス(介護予防通所介護相当)は、利用者に対する指定通所介護・指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

<重要事項説明書付属文書>

1 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階
- (2) 建物の延べ床面積 182, 77㎡
- (3) 事業所の周辺環境 日当たり良好・騒音なし

2 職員の配置状況

<配置職員の種類>

- 介護職員 …… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。15名の利用者までは1名を配置し、5名の利用者が増すごとに1名の介護職員を配置しています。(定員:40名に対し介護職員6名)
- 生活相談員 …… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活指導員を配置しています。
- 看護職員 …… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、助言等を行います。1名以上の看護職員を配置しています。(機能訓練指導員兼務)
- 機能訓練指導員 …… ご契約者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。(看護職員兼務)

3 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画・介護予防サービス支援計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護・介護予防通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)



